

電話・FAX による 緊急情報配信サービスをはじめます！

安中市では、防災行政無線やメール配信サービス等により災害時等の緊急情報を発信していますが、高齢者や障害のある方等の緊急情報の入手が困難な方を対象として、ご自宅の固定電話やFAXに緊急情報の配信を行う『安中市高齢者等緊急情報配信サービス』をはじめます。

対象になる方は、是非登録をお願いします。



安中市のマスコット こうめちゃん

対象者は？

固定電話の場合

市内に在住し、「緊急速報メール(エリアメール)を受信できる携帯電話、スマートフォン」を所持していない方で、下記①、②のどちらかに該当する方

- ①高齢者(65歳以上)の方
- ②身体障害者手帳(視覚障害)の交付を受けている方

FAXの場合

市内に在住し、「緊急速報メール(エリアメール)を受信できる携帯電話、スマートフォン」を所持していない方で、身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けている方。または、固定電話の場合の①に該当するが、防犯機能により、電話での受信ができない方。

配信される緊急情報は？

避難情報(「高齢者等避難」、「避難指示」等)や、その他緊急で周知が必要な情報を予定しています。

いつから？

令和4年1月4日から情報配信を開始予定です。
(令和3年12月1日から随時利用登録を受付けます。)

配信方法は？

- ①電話機へ架電 ②FAXを送信
- ※いずれかひとつに登録できます。

申請方法は？

申請書について

安中市役所危機管理課または松井田支所総務管理課の窓口、安中市ホームページから入手できます。

提出について

安中市役所危機管理課、松井田支所総務管理課に持参していただくか、郵送、FAX、電子メールでも可能です(詳しくは裏面をご覧ください)。

【裏面もご覧ください】

(利用にあたっての注意事項)

1.料金

登録料や電話・FAX 受信のための通信料は無料です。ただし、FAX 受信機のインク、用紙費用等は利用者で負担してください。

2.利用できる電話機について

プッシュ式電話回線が利用可能であること(架電メッセージを聞き終えたら#ボタンを押す必要があります)。また、防犯電話機能が付加されている電話機は、メッセージが受信できない場合があります。

3.発信時間帯

本サービスによる電話・FAX は夜間(深夜)にも配信される場合があります。

4.発信番号について

電話・FAX は 0570-095-999 から発信しますので、事前に電話機や FAX に番号の登録をする等、受信できるようにしてください。なお、発信専用番号のため、折返しの電話をかけたもつながりません。

5.登録の変更、廃止について

登録番号に変更があった場合や、対象者でなくなった場合(携帯電話・スマートフォンを所持し、緊急速報メール(エリアメール)を受信できるようになった等)は、新規登録と同様の方法で、変更、廃止の届出をしてください。

6.登録の抹消

申請書記載の登録番号について、宛先不明等により複数回にわたり配信できなかった場合に、利用登録を抹消させていただくことがあります。

7.本サービスの特性

本サービスは電話または FAX による配信であるため、回線の混雑状況や災害時の通信設備の被害状況により、遅延の発生や、発信ができない場合があります。

8.個人情報の取扱い

申請書に記載された住所、氏名、電話番号または FAX 番号について、本サービスによる情報配信にのみ使用し、他の目的のために使用することはありません。

9.免責事項

本サービスを利用することによって直接的、間接的または結果的に利用者が損害を被った場合でも、安中市は責任を負いません。

【問合せ先】

安中市役所危機管理課危機管理係 027-382-1111 (内線 1135)

【申請書提出先】

窓口持参 安中市役所危機管理課または松井田支所総務管理課

郵送先 〒379-0192 安中市安中1-23-13 安中市役所危機管理課危機管理係宛

FAX 番号 027-329-6065

メールアドレス kikikanri@city.annaka.lg.jp

※問合せへの対応及び窓口での申請書提出は、土日・祝日と年末年始を除く、8:30 から 17:15 までです。